

学園側が説明会開催の要望を拒否

1年半が経過。約束されていたはずの説明会は、未だ開催されず。

過去、学園が各自治会に対して1度だけ開催した説明会においては、多数の質疑や説明の積み残しが発生し、これらの回答について「今日は時間がありません」「何度でも(説明会を)やります」と学園は約束をして、説明会を終えていました。しかしながら、その後、1年半が経った現在でも、二回目の説明会は行われていません。

このような状況に対し、まち連では、6月16日付けで学園理事長宛で住民説明会開催の要請を申し入れました。その要請文では、学園が過去1度だけ開催した説明会以降に行われた数々の工事に関する住民軽視の行動を踏まえ、具体的な疑問・不満を解消すべく、責任ある職責の方より、下記の4つの観点での説明がなされることを要望しました。

- ①学園建設における重要要件である「地域連携を良好にする」観点
- ②行政より指導を受けている「地域住民の不安解消をする」観点
- ③工事に関して、この間住民が要望している事項に真摯に向き合い具体的に説明する誠実な観点
- ④教育機関の設置者として、住民から尊敬される見識を持って対応する観点

しかしながらこの要請書に対して、2012年6月27日付で学園副理事長より「今回ご提案いただきました説明会への出席はご遠慮させていただきます」との回答がありました。学園には地元の声を聞き入れる姿勢が本当にあるのか、疑問は高まるばかりです。まち連では、今後も継続して学園側に「第二回目の説明会開催」を要望してまいります。

まち連だより



7月号

問われる清水建設のコンプライアンス(企業倫理)！

---質問や要望に応じないのは 「幸福の科学学園(施主)の意向」だから・・・

まち連では、延べ10回を超える「抗議書」「申入書」の送付を清水建設に対して行ってきました。現場担当者との面談は20回を超えています。しかし担当者は苦情への回答をはじめとする、面談議事録等すべて「ご遠慮させていただきます」との返答しかありません。こうした対応は「施主である幸福の科学学園との定例会議」で決定していて、学園側からの指示には従うしかない、と清水建設の担当者は語っています。

「地盤の安全宣言」ならず。学園当該用地は、国のガイドラインである「大規模盛土変動予測調査」に含まれる土地だと判明！

前回紙面で、開催予定とお知らせしていた「大津市と住民・専門家との協議会」が7月6日に開催されました。この協議会では、大津市と住民側専門家との意見交換が行われ、引き続き詳細なデータ検証を行う方針が確認されました。今回の協議会で特筆すべきは、都市計画部より「平成23年度に、大規模盛土変動予測調査ガイドラインに則り調査したところ、市内には大規模谷埋め盛土が123か所あり、(学校用地は)当該敷地のひとつである」という説明があった点です。

この発言は、市長同席で行われた5月16日の懇談会の際の「大津市には他に120か所もの危険な場所があり、それに比べて当該地は危険であるとは認識していない」とした説明から一步踏み込み、当該用地は安全性の調査が必要な用地のひとつであるという認識が大津市から新たに公表されたものとなりました。

第二回協議会は7月中にも開催される見通しです。第一回目協議会では、学校用地に対して大津市が法手続きとして、安全性を確認する可能性に言及しました。このことから、この手続き措置が迅速に行われることを願うと共に、安全が確認されるまでは地元としては建設を認められないという思いを一層強くした協議会となりました。

「これが知りたい！」 まち連Q&A

まち連では、さまざまな機会を捉えて皆様のご質問にお答えしていきたいと思っています。今回は学習会や会議でご質問の多かった内容を中心に、質疑応答の形で以下に回答させていただきます。紙面の都合上、掲載できない質疑に関しては、次号以降のまち連だよりや、ホームページ等への検討をさせていただきます。また、定例で開催している「まち連会議」での回答も行いますので、日頃の疑問をお届けください。

「まち連」で検索！

まち連

検索 

建築審査請求の署名人数が非常に多かった事と、裁決までの時間とは、関係がありますか？

無関係です。審査請求するにあたって、2011年12月12日に委任状を提出しました。委任状の不備がないかの確認作業は、2011年12月27日には終わっています。そこからは先は、非公開の審議や3月1日の公開口頭審理へとステージが進んでいます。学園用地のボーリングデータが出てきたのも2月の末日でしたから、審査請求の人数が多いことと、審査時間は無関係だったといえます。まち連としては、審査請求より半年以上前から学園、清水建設、URに再三要望していたボーリングデータ等が早期に提出されていれば裁決までの期間を短縮できたと考えており、残念でなりません。

なお、付言として「大津市の行政としても重大な事態であると言わざるを得ない」とされたことは、8000人という多くの住民が請求を申し立てたことが重大だとされたことと捉えることができます。

自宅にのぼりを設置していますが、これを理由に戸別訪問されるようなことはないでしょうか？

まず、のぼり等の設置についてですが、自己の所有する敷地内で、何らかの意思を表明するものを飾ることは、法的には問題ありません。問題となるのは、誹謗中傷を伴うような、たとえば「“悪徳マンション業者”による建設に反対」というような表記がある場合には、相手の名誉を傷つけるとして、名誉棄損に抵触する可能性があります。現在、仰木の里地域で挙げられているのぼりに関しては、意思表示の範囲であり、問題ないことを確認しています。

まち連でお願いしている弁護士費用に驚いています。弁護士の人数も多いのに、なぜ負担する費用が高額ではないのでしょうか。

仰木の里の問題は、**個人的利益の問題ではなく社会問題**として把握しておられる結果、弁護団長の先生をはじめとする専門家の方々は、意義を感じて経費や報酬を度外視して活動に取り組んで頂いています。通常でしたら考えられないような弁護士費用に思われるかもしれません。まち連の活動費(予定)には、専門家含む弁護士費用も含んだ額が考慮されています。しかし、この様にご厚意をお願いしている中、まだまだ他経費が必要となることも予想されます。皆様の熱いカンパも今後よろしく願います。

URは、教育施設を目的で土地売却したのだから、それ以外の目的利用(宗教施設への転用)であれば、即刻買戻しされるよう、約束をとりつけて欲しい。学校以外の目的へ、土地を転用できない契約なのですか？

開校前の転用であれば「用途変更」が必要であり、それなりの手続きが求められますが、一旦開校した後には、転用も転売も可能だというのが現状です。



速報！

まち連主催の「行政訴訟に関する学習会」が7月8日に開催されました。当日は、活発な意見交換がなされ、今後の見通しへの理解が深まる会となりました。まち連では、行政訴訟については、方針のひとつとして、慎重に検討を進めていきます。